

特定損傷特約D条項 目次

この特約の概要

第1条	特定損傷給付金の支払	第23条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱
第2条	特定損傷給付金の支払に関する補則	第24条	管轄裁判所
第3条	特定損傷給付金の請求、支払時期および支払場所	第25条	主約款の規定の準用
第4条	特約の保険料払込の免除	第26条	保険料の払込方法（回数）が一時払の5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または保険料の払込方法（回数）が一時払の5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第5条	特約の締結および責任開始期	第27条	保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
第6条	特約の保険期間および保険料払込期間	第28条	5年ごとと配当付生存給付金付定期保険または5年ごとと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則
第7条	特約の保険料の払込	第29条	5年ごとと配当付更新型終身移行保険または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則
第8条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	第30条	5年ごとと配当付介護年金終身保障保険または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則
第9条	特約の失効	第31条	5年ごとと配当付終身医療保険または5年ごとと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則
第10条	特約保険料の自動貸付	第32条	契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則
第11条	特約の復活		
第12条	告知義務		
第13条	告知義務違反による解除		
第14条	特約を解除できない場合		
第15条	重大事由による解除		
第16条	特約の解約		
第17条	特約の返還金		
第18条	特約の消滅とみなす場合		
第19条	債権者等により特約が解約される場合の取扱		
第20条	基準特定損傷給付金額の減額		
第21条	特約の更新		
第22条	特約の契約者配当金		

特定損傷特約D条項

（平成22年4月2日改正）

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対する治療を受けた場合に、特定損傷給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特定損傷給付金の支払）

この特約において支払う特定損傷給付金はつぎのとおりです。

	特定損傷給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても特定損傷給付金を支払わない場合
特定損傷給付金	主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）がつぎのいずれにも該当する治療を受けたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）による特定損傷（表1）に対して受けた治療であること (2) (1)の事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に受けた治療であること (3) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める治療であること	基準特定損傷給付金額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

表 1 特定損傷

「特定損傷」とは、つぎのいずれかの損傷をいいます。

骨折	骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。
関節脱臼	関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
腱の断裂	腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

第2条（特定損傷給付金の支払に関する補則）

1. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、第1条（特定損傷給付金の支払）の規定にかかわらず、特定損傷給付金の受取人は保険契約者とします。
2. 特定損傷給付金の受取人を被保険者（第1項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
3. 同一の不慮の事故（別表2）による特定損傷にかかわる特定損傷給付金の支払は、1回限りとします。
4. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって特定損傷に対する治療を受けた場合には、当会社は、特定損傷給付金を支払いません。ただし、その原因によって特定損傷に対する治療を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当会社は、その程度に応じ、特定損傷給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
5. 第1条および本条第1項から第4項までの規定にかかわらず、この特約による特定損傷給付金の支払限度は、支払回数を通算して10回とします。
6. 第5項の場合、この特約は、支払回数が通算して10回となる特定損傷に対する治療を受けた時に消滅したものとします。

第3条（特定損傷給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. 特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 特定損傷給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特定損傷給付金を請求してください。
3. 特定損傷給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第4条（特約の保険料払込の免除）

1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 第1項のほか、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

第5条（特約の締結および責任開始期）

1. この特約は、主契約締結の際、保険契約者の申出によって主契約に付加して締結します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の責任開始期から被保険者の保険年齢が60歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険料払込期間の満了日をこえるときは、この特約の保険期間は、主契約の保険料払込期間の満了日を限度とします。

第7条（特約の保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日）以後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による特定損傷給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特定損傷給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、特定損傷給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時まで、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、特定損傷給付金を支払いません。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
5. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料および半年一括払保険料について準用します。
6. 主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保

保険料期間の途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。

- (1) この特約の消滅
- (2) 基準特定損傷給付金額の減額
- (3) この特約の保険料払込の免除

7. 第6項の規定は、主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による特定損傷給付金の支払事由が発生した場合には、当会社は、特定損傷給付金から未払込保険料を差し引きます。
2. 特定損傷給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、特定損傷給付金を支払いません。

第9条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条（特約保険料の自動貸付）

主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。

第11条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第12条（告知義務）

当会社が、この特約の締結または復活の際、特定損傷給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第13条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当会社は、特定損傷給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特定損傷給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに特定損傷給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、特定損傷給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人が証明したときは、特定損傷給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または特定損傷給付金の受取人に通知します。

第14条（特約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第13条（告知義務違反による解除）の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特定損傷給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第12条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第12条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないこと

を勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第15条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人がこの特約の特定損傷給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の特定損傷給付金の請求に関し、その受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 当会社の保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第3号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、特定損傷給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特定損傷給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により特定損傷給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとしします。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または特定損傷給付金の受取人に通知します。

第16条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第17条（特約の返還金）

1. この特約に対する解約返還金はありません。
2. この特約が解約または解除されたときに、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、第7条（特約の保険料の払込）第5項の規定により支払われる返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第18条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第19条（債権者等により特約が解約される場合の取扱）

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、特定損傷給付金の支払事由の発生によりこの特約が消滅する場合の取扱

第20条（基準特定損傷給付金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも、基準特定損傷給付金額を減額することができます。ただし、減額後の基準特定損傷給付金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
2. 第1項の規定によって、基準特定損傷給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第21条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当会社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が60歳のとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日と同一のとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は、当会社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が60歳をこえるとき

- (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
- (3) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
- 4. 保険契約者から申出があったときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
- 5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条（特約の保険料の払込）第4項の規定を適用します。
- 6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
- 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第7条第3項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (1) 特定損傷給付金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
- 8. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第1条（特定損傷給付金の支払）、第2条（特定損傷給付金の支払に関する補則）および第14条（特約を解除できない場合）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 - (5) 当会社は、新たな保険証券を交付しません。
- 9. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第22条（特約の契約者配当金）

- 1. この特約の付加日（この特約が更新された場合には、直前の更新日）から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対して、契約者配当金を割り当てるがあります。
- 2. 第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。

第23条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

- 1. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- 2. この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険料払込期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を延長することがあります。

第24条（管轄裁判所）

この特約における特定損傷給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第26条（保険料の払込方法（回数）が一時払の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合または保険料の払込方法（回数）が一時払の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

- 1. 保険料の払込方法（回数）が一時払の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加した場合または保険料の払込方法（回数）が一時払の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合は、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日の満了時に消滅したものと取り扱います。
 - (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用した場合で、5年ごと配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第18条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によるほか、この特約は消滅します。
- 2. 保険料の払込方法（回数）が一時払の5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合または保険料の払込方法（回数）が一時払の5年ごと利差配当付終身保険に5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは

「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。

3. 保険料の払込方法（回数）が一時払の5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付介護割増年金移行特約を付加した場合または保険料の払込方法（回数）が一時払の5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約（H13）」と、「5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごとと配当付介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
4. 保険料の払込方法（回数）が一時払の5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加した場合または保険料の払込方法（回数）が一時払の5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1項中「5年ごとと配当付年金支払移行特約または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「5年ごとと配当付年金支払移行特約条項または5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。

第27条（保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）

1. この特約を保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間中に、主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了するときは、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は、保険料の払込完了日の前日の満了時に消滅したものと取り扱います。
 - (2) この特約の保険期間中に、保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごとと配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、第6条の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、5年ごとと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごとと配当付年金支払移行特約の締結日の前日の満了時に消滅したものと取り扱います。
 - (3) この特約の保険期間中に、保険料払込期間が終身の5年ごとと配当付終身保険に5年ごとと配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第2号中「5年ごとと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごとと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第2号の規定を適用します。
2. この特約を保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第1項第1号の規定は、本項の場合に適用します。
 - (2) この特約の保険期間中に、保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、第6条の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、5年ごとと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごとと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日の満了時に消滅したものと取り扱います。
 - (3) この特約の保険期間中に、保険料払込期間が終身の5年ごとと利差配当付終身保険に5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約を付加し、主契約の全部について5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項を適用したときは、第2号中「5年ごとと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごとと利差配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第2号の規定を適用します。

第28条（5年ごとと配当付生存給付金付定期保険または5年ごとと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごとと配当付生存給付金付定期保険または5年ごとと利差配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第5条（特約の締結および責任開始期）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (ア) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (3) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (ア) 第21条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 特定損傷給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (4) 第3号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、

この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

- (5) 第3号および第4号の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が60歳をこえることとなるときは、この特約の更新を取り扱いません。

第29条（5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第18条（特約の消滅とみなす場合）第1号中「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき」とあるのは「主契約が解約その他の事由によって消滅したとき（主契約の保険金支払事由が発生したために主契約のうち保険金に対応する部分が消滅したときを含みます。）」と読み替えます。
- (2) 保険契約者は、第5条（特約の締結および責任開始期）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当会社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (ア) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (3) この特約の保険期間は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間と同一とします。
- (4) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (ア) 第21条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日におけるこの特約の被保険者の保険年齢が60歳をこえるときは、この特約は、当会社の定める取扱にもつぎ、短期の保険期間に変更して更新されます。
 - (ウ) 特定損傷給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) この特約の保険期間の満了日の翌日が主契約の指定年齢到達日である場合には、第21条の規定にかかわらず、この特約の更新は取り扱いません。

第30条（5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

1. この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第2条（特定損傷給付金の支払に関する補則）第1項中「保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合」とあるのは「保険契約者が法人で、かつ、主契約の介護年金の受取人が保険契約者である場合」と読み替えます。
 - (2) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) この特約の保険期間中に、保険料の払込方法（回数）が一時払の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加したときは、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日の満了時に消滅したものととして取り扱います。
 - (イ) この特約の保険期間中に、保険料の払込方法（回数）が一時払の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加したときは、前(ア)中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて前(ア)の規定を適用します。
 - (3) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了するときは、第27条（保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険または保険料払込期間が終身の5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）第1項第1号の規定を適用します。
 - (イ) この特約の保険期間中に、保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加したときは、第6条の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日の満了時に消滅したものととして取り扱います。
 - (ウ) この特約の保険期間中に、保険料払込期間が終身の5年ごと配当付介護年金終身保障保険に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加したときは、前(イ)中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて前(イ)の規定を適用します。
2. この特約を5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第1項第1号の規定は、本項の場合に適用します。
 - (2) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) この特約の保険期間中に、保険料の払込方法（回数）が一時払の5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、第6条の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日の満了時に消滅したものととして取り扱います。

- (イ) この特約の保険期間中に、保険料の払込方法（回数）が一時払の５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加したときは、前(ア)中「５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて前(ア)の規定を適用します。
- (3) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了するときは、第27条第１項第１号の規定を適用します。
 - (イ) この特約の保険期間中に、保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に５年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、第６条の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、５年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、５年ごと利差配当付年金支払移行特約の締結日の前日の満了時に消滅したものと取り扱います。
 - (ウ) この特約の保険期間中に、保険料払込期間が終身の５年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加したときは、前(イ)中「５年ごと利差配当付年金支払移行特約」とあるのは「５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」と読み替えて前(イ)の規定を適用します。

第31条（５年ごと配当付終身医療保険または５年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則）

- 1. この特約を５年ごと配当付終身医療保険に付加した場合には、第２条（特定損傷給付金の支払に関する補則）第１項中「高度障害保険金」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金」と読み替えます。
- 2. この特約を５年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、第２条第１項中「高度障害保険金」とあるのは「入院給付金」と読み替えます。

第32条（契約日が平成22年３月１日以前の主契約に付加した場合の特則）

- この特約を契約日が平成22年３月１日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第７条（特約の保険料の払込）第３項中「半年一括払契約」とあるのは「半年払契約」と、「年一括払契約」とあるのは「年払契約」と読み替えます。
- (2) 第７条第５項の規定は適用しません。
- (3) 第７条第６項および第７項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。

別表 1 請求書類

項 目	必 要 書 類
特定損傷給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要） (5) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表 2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類表 番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978

分 類 項 目	基本分類表 番号
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表 3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。）
2. 第 1 号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 4 治療

「治療」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）をいいます。